

第1回北海道洋上風力推進連携会議 議事録

1 日時 令和元年12月20日(金) 13:30~15:30

2 場所 かでる2・7 8階 820研修室

3 出席者(敬称略)

- [構成員]
- |                     |          |    |     |
|---------------------|----------|----|-----|
| ・北海道経済産業局エネルギー対策課   | 課長       | 柳沼 | 勝利  |
| ・北海道開発局港湾計画課        | 課長       | 箕作 | 幸治  |
| ・北海道地方環境事務所環境対策課    | 課長補佐     | 加藤 | 泰明  |
| ・第一管区海上保安本部航行安全課    | 課長       | 坂本 | 敬司  |
| ・北海道漁業協同組合連合会環境部    | 部長       | 上村 | 俊彦  |
| ・北海道経済連合会           | 部長       | 浦田 | 健司  |
| ・北海道市長会             | 主査       | 瀧坪 | 真里依 |
| ・北海道町村会             | 主事       | 月山 | 裕介  |
| ・北海道総合政策部交通政策局交通企画課 | 港湾担当課長   | 高木 | 浩   |
| 環境生活部環境局環境政策課       | 環境計画担当課長 | 竹花 | 英彰  |
| 水産林務部総務課            | 主幹       | 高橋 | 研司  |
| 経済部産業振興局環境・エネルギー室   | 室長       | 佐藤 | 隆久  |
|                     | 主幹       | 大崎 | 章一  |
- [講師]
- ・経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部  
新エネルギー課 課長補佐 山本 慎一郎
- [オブザーバー]
- ・風力発電推進市町村全国協議会 会長(寿都町長)片岡 春雄

4 議題

- (1) 北海道洋上風力推進連携会議の設置について
- (2) 再エネ海域利用法について
- (3) 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾に係る取組状況について
- (4) 道内における洋上風力の可能性及び促進区域指定に向けた道の考え方について
- (5) 道内における環境アセスメントの動きについて
- (6) 意見交換

<開会>

【事務局】

- 定刻になりましたので、ただ今から「第1回北海道洋上風力推進連携会議」を開催いたします。開会に当たりまして、北海道経済部環境・エネルギー室室長の佐藤よりご挨拶申し上げます。

【北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長】

- 皆さんこんにちは。北海道経済部環境・エネルギー室の佐藤でございます。
- 皆様方にはおかれましては、日頃から道の環境・エネルギー施策の推進にご協力とご理解を賜りまして、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。また本日は、年末のお忙しい中「第1回北海道洋上風力推進連携会議」にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
- さて、エネルギーを巡る情勢においては、国の第5次エネルギー基本計画によりまして、再生可能エネルギーの主力電源化に向け、一層の取組が推進されるものと考えられ、中でも洋上風力発電につきましては、本年4月にいわゆる再エネ海域利用法が施行されまして、道内におきましても導入に向け事業者の取組が活発化するなど、主力電源化に向け競争力のある電源としての成長と、今後ますますの取組の加速が期待されているところであります。
- 皆様ご存じのとおり、北海道は全国トップクラスの洋上風力のポテンシャルに恵まれてお

ります。道では、この豊富な資源を活用いたしまして、北海道の経済の活性化や、我が国全体のエネルギーミックスへの貢献を目指しまして、本道における洋上風力発電の推進に向けまして、道内の洋上風力に対する理解の促進や機運醸成を図ることを目的といたしまして、関係機関が必要な情報共有や意見交換を行うため、本会議を開催することといたしました。

- 本日は第1回ということで、資源エネルギー庁新エネルギー課の山本課長補佐様をお迎えいたしまして、再エネ海域利用法についてご説明いただくとともに、北海道開発局様から港湾法について、また道の方からは洋上風力発電推進に向けた道の考え方などをご説明し、皆様からのご意見をお聞きする予定としております。
- 道といたしましては、地域の理解促進や機運の醸成を図るとともに、国・地域の意向も踏まえながら、本道における促進区域の指定に向けて取り組んでまいる考えでございます。皆様方には本道の洋上風力推進に向け、忌憚のないご意見をいただきますよう、お願いをいたしまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしく願いいたします。

#### 【事務局】

- それでは議事に先立ちまして、本日出席の皆様をご紹介します。
  - ・北海道経済産業局エネルギー対策課 柳沼課長 様
  - ・北海道開発局港湾計画課 箕作課長 様
  - ・北海道地方環境事務所環境対策課 加藤課長補佐 様
  - ・第一管区海上保安本部航行安全課 坂本課長 様
  - ・北海道漁業協同組合連合会環境部 上村部長 様
  - ・北海道経済連合会 浦田部長 様
  - ・北海道市長会 瀧坪主査 様
  - ・北海道町村会 月山主事 様
- そして本日は特別に、風力発電推進市町村全国協議会会長の片岡寿都町長様に、ご出席いただいております。
- また再エネ海域利用法のご説明に、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課、山本課長補佐様にお越しいただいております。
- 続きまして、道の出席者をご紹介します。
  - 北海道総合政策部交通企画課 高木担当課長でございます。
  - 同じく環境生活部環境政策課 竹花課長でございます。
  - 水産林務部総務課 高橋主幹です。
  - 先ほどご挨拶させていただきました、環境エネルギー室長の佐藤でございます。
  - 同じく環境エネルギー室の大崎でございます。
  - 以上の皆様です。本日は、どうぞよろしく願いいたします。
- 続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。
  - まず次第の上の方の後に、資料番号がございませんが、1枚ものの「北海道洋上風力推進連携会議設置要領」がございます。続きまして、資料1「再エネ海域利用法について」、資料2「海洋再生可能エネルギー発電設備拠点港湾に係る取組状況について」と、先ほど追加で配付させていただきました参考資料として「拠点港湾（基地港湾）の海外事例」をお配りしております。続いて、資料3「北海道における洋上風力の可能性及び促進区域指定に向けた道の考え方について」、資料4「風力発電事業の環境影響評価手続き状況」。
  - また参考資料といたしまして、12月13日付けで国から発出されました「再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に係る情報提供の受付について」を配付しております。
  - 以上でございますが、配付漏れ等ございましたら、お知らせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。
- それでは、ここから議事に入らせていただきます。ここからは、道環境エネルギー室長の佐藤が司会進行を務めさせていただきます。

#### <議題（1）北海道洋上風力推進連携会議の設置について>

【北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長】

- それでは議題に入らせていただきます。まず（１）でございますが「北海道洋上風力推進連携会議」の設置につきまして、道経済部環境エネルギー室の大崎からご説明を申し上げます。

【北海道経済部環境・エネルギー室：大崎主幹】

- それでは、資料番号はございませんが当会議の設置要領について、ご説明いたします。まず第１に目的といたしまして、本道における洋上風力発電の導入推進に向け、理解促進や機運醸成を図ることを目的に、関係機関等が必要な情報共有や意見交換を行うため、設置するものでございます。
- 第２といたしまして、所掌事項といたしまして３つございます。
  - ・北海道における洋上風力発電の推進に関すること
  - ・「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に係る促進区域指定に向けた理解促進、機運醸成に関すること
  - ・その他洋上風力推進に必要な事項、となっております。
- 構成といたしましては、別表に掲げる関係機関によって構成するものでございます。
- その他「運営」について、「事務局」について、その他について、ということで記載させていただいております。要領としては以上のとおりでございます。

【北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長】

- ただ今、会議についてご説明いたしましたけれども、ご質問等はございませんでしょうか。よろしいですか。何かございましたら、また後ほどお願いしたいと思います。

- （質疑・意見等）
- ・ なし

#### <議題（２）再エネ海域利用法について>

【北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長】

- 続きまして議題の（２）に入ります。議題の（２）は「再エネ海域利用法について」でございます。こちらの方につきまして、資源エネルギー庁新エネルギー課の山本課長補佐様から、ご説明をお願いいたします。

【資源エネルギー庁：山本課長補佐】

- 山本でございます。よろしく願いいたします。座って失礼いたします。改めまして、時間は大体、何分でしょうか。

【事務局】

- 30分程度ということで。

【資源エネルギー庁：山本課長補佐】

- お手元の資料１を使わせていただきます。最初に資源エネルギー行政への協力、日頃より本当にありがとうございます。本日は経済産業省より北海道経済産業局の柳沼課長と参加させていただきます。
- 再エネ海域利用法、正式名称を念のためご紹介申し上げますと、大変長い名前の法律でして「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」で、昨年成立したものでございます。今年４月１日から施行されております。長いので役所では「再エネ海域利用法」という、この８文字の略称を使わせていただいておりますが、法律制定のときは、内閣府、経済産業省、国土交通省の３省による法案として、ご審議をいただ

いた次第です。

- 4月1日以降の運用は、主管としては経済産業省と国土交通省が2省、それから今日お越しですけども環境省ですとか、あるいは水産行政を担当されている農林水産省、それ以外にも様々な関係省庁と日々連携をしながら、そして、日頃より道庁の皆様には大変お世話になっておりますけれども、地方公共団体の皆様、とりわけ都道府県行政の方々には改めて大変お世話になっております。改めてお礼申し上げたいと思います。市町村の皆様方にも、大変なご協力をいただいていることかと存じます。
- 資料の1ページ目についていただきますと、主に洋上風力発電の促進を想定されて制定された法律でございます。洋上風力を始めとする海洋再生可能エネルギーの利用促進について、我が国周辺の膨大な海域の開発・利用を有効に進める観点から、政府として定めた海洋基本計画にも位置づけられているものでございます。洋上風力発電に関しましては①から③と書いておりますけれども、主な3つの特徴をここでは挙げてご説明しております。
- ①、何よりも「地球温暖化対策に有効」なクリーンエネルギーであるということ。
- それから②「経済性確保」でございます。再生可能エネルギーにもいろいろな種類の電源がございますけれども、洋上に設置する風力発電は適正な規模で、大規模に開発できれば発電コストは火力発電並みとありますけれども、安価に発電ができる、経済性も確保できる可能性のあるエネルギーであります。ただ括弧書きで書いていますとおり、先行的にヨーロッパで1990年代から導入されて、ヨーロッパではおよそ30年の間に、コスト低減が我が国に先んじて進んでおります。下の表に欧州ではkWh当たりの価格が約6～13円、対して日本では36円kWhというのは、再生可能エネルギー特別措置法に基づいて、固定価格として適用されてきたものでありまして、これは※書きにありますとおり、これまで行われた国内の実証試験7基となっております。
- ですので我が国でも今後この法律に基づいて発電事業者を公募により選定するといったプロセス、それから関係の皆様のご協力に基づいて、国民負担の抑制の観点からも更なるコスト低減が求められるというふうに、国としては考えております。いずれにせよ経済性というのが2番目の特徴。
- そして、③番に「地元産業への好影響」として書かせていただいております。洋上風力発電の設備は設置・運転・維持管理までを含めると長期間にわたるものでございまして、このいずれのフェーズにおいても、地元資材の活用や雇用創出、維持管理を含めて地元産業への好影響が期待されるものと考えてございます。また風車を中心として発電設備の部品数が大変に多くございますので、関連産業への波及効果も期待されるところでございます。下に（写真）、これはデンマークにある、エスビアウ港という、洋上風力発電の関係者であれば、お聞きになった方もいらっしゃるかもしれませんが、ここも洋上風力発電によって大きく発展した港湾都市でございまして、こういったところも参考にしながら、こういった地元産業への好影響ということも認識しているところでございます。
- 資料の2ページ目にいかせていただきます。なお、後で出てくる北海道庁の資料を拝見しますと、北海道内の状況については別途ご説明があるようですので、詳細は立ち入りません。この2ページ目はタイトル行にありますとおり「洋上風力発電の案件形成状況」具体的には今年の8月末現在で公表状況を集約したものですけれども、規模でいうと約1,258万kW相当の洋上風力発電案件が、環境影響評価法に基づく環境アセスメント手続きに入っています。これは事業者が進められる手続きであり、公表されますので、こういうふう集約することができます。
- 右下に棒グラフが書いておりますけれども、2017年以降急増ということで、ここ数年で急速に案件形成が進捗しています。環境アセスメントの法的手続き自体は再エネ海域利用法と別途、定められているものでございますが、再エネ海域利用法の施行とあいまって、急速に民間事業者の方による環境アセスメントが進捗しているというふうに国としても理解しておりますし、最近いろいろな報道でもございますので、ここにいらっしゃる皆様方も時々耳にされる状況かというふうに存じます。

- 左上に凡例がございますけれども、赤囲みと青囲みがございます。赤囲みが一般海域、一般海域のほとんどの案件は、恐らく再エネ海域利用法に基づく実施が想定されると思います。青囲みは港湾区域内でございますので、港湾法に基づいて実施されることが想定されています。また、着色されているものは既設というふうに凡例で書いてございますので、先ほど7基全て実証実験で行われてきたと申し上げましたが、この囲みがそれに相当するというふうに、ご理解いただけるとよろしいかと思えます。
- 3ページ目にいかせていただきます。洋上風力発電は、ここでは風況と言いますけれども風が継続的に強く吹く所ほど、適地になりうるわけでございますが、ご覧いただいたとおり日本の海域によっても風況がよい所、それからそれほどでもない所があります。
- 上に「NeoWins」とありますのは、経済産業省所管のNEDOという法人がございますけれども、こちらのホームページ上でNEDOの開発によって、誰でもご覧いただけるシステムの名称でございます。ご関心のある方はNeoWinsで検索いただきますと、パソコンでこれをズームアップすることもできますので、例えば地上から高度100mの高さを表示しますと、このような感じになるわけですがけれども、いろいろ各地の風況をご覧いただくことができるということでございます。北海道は先ほどご挨拶にもありましたけれども、風況という面だけでも色を見てご覧いただきますと、ポテンシャルが高いと言えらると思えます。
- 4ページ目をご覧いただけますでしょうか。再エネ海域利用法の成立・施行に関してでございますけれども、洋上風力発電自体は、欧州では1990年代から始まっていたと申し上げたとおりでございますし、日本では、法律ができる前から、事業化を検討されている方が多くございましたけれども、これについて、海域利用のルール整備などの必要性が指摘されていたところがございます。これを踏まえ必要なルール整備を実施するためということで、この法律が今年の4月1日より施行されたというのが、上のリード文でございます。
- 指摘されていた課題を大きく分けて6つに分けておりまして、ご承知の方も多いと思えますが①番からですね、洋上風力発電を実施するためには、海域の占用が課題になりますけれども、統一ルールがなかったところがございます。都道府県の占用許可は通常3～5年とありますが、大規模プロジェクトに対する金融面での資金調達、なかなか難しかったのではないかとというのが1番目の課題です。
- それから②番目でございますけれども、海には先んじて利用していらっしゃる方が大変多くいらっしゃいます。ポツで具体的に書いてありますように、海運・船舶の事業者の方ですとか漁業者の方ですとか、こういった地域の先行利用者と調整に係る枠組みというのが必要になってきますけれども、これが明確ではなかった。
- そして③、冒頭1ページ目のところでコスト面に触れさせていただきましたけれども、FIT制度に基づく固定価格は、この法律ができる以前の時点で36円/kWhとは定めており、高額であると。それから、国内に経験のある発電事業者が不足しているということです。
- 取りあえず、①から③までで区切らせていただきますと、大きく分けてこの①・②・③に対して、この法律を創設することで、右側の赤い囲みにあるように手当ができるということでございます。具体的には上から言いますと、この法律では促進区域を指定して、公募を行って事業者を選定し、その事業者に対して長期占用を可能とする制度としました。FIT、固定価格買取の対象期間と、その前後に必要な工事期間を合わせて十分な占用期間、最大30年間を担保して事業の安定性を確保すると。これは実施する事業者の方からしても、金融面での資金調達もやりやすくなるということで、プロジェクトの成立性が高まるということでございます。
- 2つ目のポツですがけれども、先行利用者との調整の枠組みとして協議会を設置し、地元調整を円滑化すると。また区域指定に当たって、関係省庁との協議をしてみたいです。こういったことで国として他の公益との整合性も確認すると同時に事業の予見可能性を向上して負担を軽減する。また、関係省庁だけ書いてありますけれども、都道府県庁を通じて、地方公共団体の皆様とも調整させていただく仕組みが担保されております。
- それから課題③に対する対応としては、価格等によって促進区域ごとに事業者を公募によ

- って選定するというので、これによって競争が促されまして、公募に応じる事業者ごとに価格面でもご提案をいただけるわけですから、これに関してコストを低減することが図られるのではないかと、ということでございます。
- 課題④の系統面での課題に関しましては、日本版コネクト&マネージによる～というように、資源エネルギー庁全体を通じて系統面での取組を行っており、この成果を洋上風力発電にも活用してまいりたいと。
  - それから課題⑤の港湾の話、こちらは港湾法の改正というのも後ほどご説明ありますけれども、いろいろな面で国土交通省さんを中心に検討されております。
  - それから⑥その他の関連制度でも～ということ、環境省さんにも連携いただきながら、環境アセスメント手続きの迅速化等について、ご検討いただいていることを一例として、関係省庁と連携をしながら、様々な取組を進めているというところでございます。
- 5ページ目、法律を1枚で表現しようとする概ねこのようになっております。左から右に矢印が流れておりますけれども、最初に法律を施行した後に、政府によってこの法律に関する基本方針を作成し、閣議決定をしております。これは本年5月17日付けで決定しております。
- その後、赤と緑の囲みが幾つかございますけれども、これがこの法律の2大ポイントと言ってよろしいかと思えます。
  - 1つ目の赤の囲みは促進区域を指定するというプロセス。後ほどご説明しますが、近々恐らく初の促進区域が指定になるかと思えます。これも有望な区域というのをまず選定をし、それに関しまして下に矢印で吹き出しがございまして、4つ途中のアクションが書いてございます。区域の状況を調査する、関係行政機関への協議を通じて調整する、協議会で先行利用者等に協議をいただき意見を聴取する、また、公告手続きによって利害関係者から意見を提出いただくプロセスを担保する、こういったプロセスを経て促進区域を指定します。これはおおよそ、計画的、継続的に実施していきたいというのが国の考えでございます。
  - 促進区域が指定されましたら、その促進区域ごとに、緑の囲みに移って公募に基づく事業者選定を行います。3つの囲みに分けて書いてありますが、経済産業大臣及び国土交通大臣で公募占用指針を作成します。公募の手続きを定める書類でございます。それに対して手を挙げていただく民間事業者から、公募占用計画の提出をしていただき、最も適切な事業者を選定しその計画を認定します。
  - これに基づいて固定価格買取制度のFIT認定を行う、ですとか、当該事業者に対して認定された計画に基づいて、海域の占用を最大30年間許可する、こういった仕組みになっております。長くなりましたが、赤の囲みと緑の囲みが、この法律の2大要素と言ってよろしいかと思えます。
- 6ページ目でございますが、基本方針に4原則、4つの目標を定めております。1番から4番まで簡単にご紹介しますと、1番目、長期的、安定的かつ効率的に発電事業を実施する、こういった中に、国民負担抑制というような記載もしております。
- それから2番、海洋の多様な利用との調和ということで、漁業を例示しておりますが漁業等と共存共栄する、3番、公平性・公正性・透明性を確保し、適切な競争環境を実現することも書いてございます。4番、計画的かつ継続的な導入促進ということで、洋上風力産業は今後健全な発展が図られていくもので、継続的な市場、マーケットをつくるのが重要であり、こういった観点からも計画的、継続的な導入促進が必要であるというふうに、政府として考えているところでございます。
- 7ページにいきますけれども、冒頭で、この法律は大きく分けて2つの要素があると申し上げたうち、1つ目の要素、促進区域の指定プロセスでございます。細かく分けますと、先ほどの赤い囲みが①から⑨に分けられるということで、施行されたのが今年4月1日にして、今回初めて国としても、この①から⑨のプロセスを順に進めつつあるところでございます。
- ①番、とりわけAという囲みが大きくありますけれども、都道府県を通じて情報収集をさ

せていただき、後ほど資料もお示しいただいておりますけれども、今回、第2回の情報収集を12月13日付けでご依頼をしたところでございます。これらに基づきまして、それ以外の情報収集、右にあるBですとか関係省庁との協議調整を経て、第三者委員会のご意見を踏まえつつ、促進区域に向けて有望な区域を選定します。

- その後で有望な区域ごとに、オレンジの箱と紫の箱がございますけれども、協議会を設置し、運営をし、協議をして促進区域案について合意をいただくという、オレンジの箱のプロセスと、国によって必要な調査（自然状況、船舶航行、系統の状況等）を行う紫の箱のプロセスなど平行的に行っていきます。
- そして⑥番、法律に基づいて促進区域の基準への適合性評価を、第三者委員会の有識者の皆様にもご確認をいただいた上で、促進区域の案を決定し、法律に定められておりますが、公告による意見聴取、関係行政機関の長への協議、関係都道府県知事や協議会の意見を聴取、こういった法的プロセスを経て促進区域を指定していくというプロセスになります。右側の赤い囲みに、あくまでも月数は目安ですので前後しようとは思いますが、公平性を確保しつつ、継続的・計画的に運用するために、年度ごと、概ね1年に1度開始してまいりたいというふうに考えております。
- 8ページにいきまして、我々、内輪では「ラウンド1」とか、第1ラウンドとかと呼んだりしておりますけれども、施行初年の有望な区域について、7月30日付けでプレスリリースをしております、ウェブサイトでもご覧いただけますので、ご関心のある方は詳細ご覧いただければと思います。既に一定の準備が進んでいる区域を11区域整理し、このうち4区域については有望な区域として、協議会の設置等の準備を直ちに開始していくということでございます。この4区域、これが赤で囲んでいっているとおり、秋田で2、千葉では1、長崎で1です。本日時点で3区域においては1回協議会を開催し、長崎県五島市沖については2回協議会を開催したということでございます。
- 名前が出ている県以外の都道府県にも、日頃より大変ご協力をいただいております、北海道庁含めて日々、密にやり取りさせていただいているという認識でございます。ここから先はご参考までに、10月から初めて協議会の運営に経済産業省、国土交通省、そして関係県庁と三者共同で事務局を運営するようなかたちで、協議会を実際に開催するフェーズに入っております。区域ごとにいろいろ違いはございますので、全てウェブサイト上で資料や議事要旨、議事録等、公開をしておりますから、ご関心のある方は改めてご覧いただければと思います。  
一番下の長崎県五島市沖、赤字で書かせていただいておりますけれども、ここが第2回の協議会が終わりまして、ここに関しましては、洋上風力発電の方式としては浮体式を前提として、浮体式洋上風力発電に係る促進区域として指定することについて、異存はない旨の協議会意見を取りまとめたところでございます。
- あわせて、具体的には10ページをご覧いただきますと、2つ目の黒丸「ただし、指定に当たっては、促進区域として指定するに当たっては、発電事業者の公募から発電事業終了までの全過程において留意すること」を意見としていただいております。こういったかたちで、ウェブ上でご覧いただけますけれども、協議会の意見が取りまとめられておまして、この資料はダイジェストになりますが、（1）全体理念、（2）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について、（3）洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点、（4）洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点、（5）発電事業の実施に当たっての留意点、（6）環境配慮事項について、（7）その他、こういった項目に関する地域としてのご意見を今後、事業者の公募をはじめとして全プロセスにおいて留意することで、適切な洋上風力発電の実施が図られるようにということで、ご意見をいただいております。国としても、事業者の公募等に適切に対応してまいりたいと考えております。
- 参考までに区域指定の議論においても参照される、促進区域とはどういった区域であるべきかという指定基準については、概要とありますけれども、法律第8条第1項に書いてございまして、これらの基準を総合的に判断して、洋上風力発電に適した区域を選定していくこ

ととしております。

- 12 ページ目以降はやや参考的でございますけれども、12 ページは法律の内容というよりは、よく問われる点について、少し補足させていただいたスライドをご参考までに入れております。
- 念のためご紹介させていただきますと、1つ目の囲みですが促進区域の指定の数について、KPI と書いておりますけれども、最近では法律を制定するときには数値目標を立て、この法律の場合は、2030 年度までに運転が開始されている区域を、5 区域ということで目指しますとしたものですから、時々、促進区域が5 区域しか指定されないのですかという質問を、逆に受ける事態が続きました。このことに対して、これは上限ではありませんので、国民負担や系統制約といった、再エネ導入拡大に当たっての課題を克服し、地域関係者のご理解があれば、5 を超えて促進地域を指定することとなりますという説明をしたのが1つ目の囲みでございます。
- また促進区域という観点では、2つ目の箱に移らせていただきますけれども、こういった規模が促進区域のまとまり、単位として適切なのか、というご質問に関しましては、国内や海外の事例などを踏まえ、効率的な事業の実施が可能となるかという観点から検討して、地域ごとの事情や、健全な競争が確保できるかの観点を踏まえて、都道府県のご意見も考慮させていただきつつ決定したいと考えております。  
海外の事例に言及いたしましたので、先行して洋上風力発電が導入されている欧州の主要国においては、これまでどれくらいの平均規模であるかですとか、陸上風力発電の参照データですけれども、コスト面ではどれくらいの規模が閾値になるかというようなことを※印の2つ目に書かせていただいております。ご理解いただいているかと思いますが、各都道府県で促進区域が1つずつということではございませんので、同一の都道府県内に複数の促進区域が指定されることもあり得ます。
- また先ほど来、何度か言及させていただきましたが、概ね1年ごとに促進区域の指定プロセスを行いまして、中長期的に見た場合に、先ほど市場形成、適切な市場を形成していくとの観点にも言及いたしましたけれども、導入量に隔たりが生じないかという観点も踏まえつつ、計画的、継続的に運用していきたいと思っております。また同一の都道府県内であっても、初年度に指定されなかった区域が翌年度に指定されるなど、地域の調整状況等に応じ、段階的に促進区域が指定されることもあり得ます。
- また最後の囲みでございますけれども、漁業関係にいきまして、漁業への支障の有無について、どうやって確認していくかということに関しましては、漁業に支障を及ぼさないと見込まれる区域が促進区域の指定の基準であることは、法律に定められておりでございます。また協議会においてこれらを協議することによって確認し、漁業に支障があると見込まれる場合は促進区域の指定は行いません。また、協議会の設置前後でも念入りに丁寧に十分に確認をさせていただく、ということの基本方針等で述べてございます。
- 13 ページ、14 ページは区域指定後、促進区域ごとに発電事業者を公募によって選定するという、この法律のもう1つの要素を少し詳しくご説明したものでございますが、時間の都合もありますので、ポイントだけ、かいつまんでご説明しますと、13 ページにありますのは、1 番上の促進区域の指定から始まって、公募に係る文書である公募占用指針を作成し実施します。右側の赤字についてですが、どのくらいの期間がかかるのかというご質問をよくいただいております。公募占用指針の作成自体にも2か月〜と書いておりますし、公募実施するに当たって、事業者が応じていただく期間は原則6か月ですとか、その後、審査、評価に関してプラス5か月〜ということで、公募のプロセス自体も概ね1年前後かかるかと想定をしております。
- また、どうやって公募をしていくかということに関しましては、14 ページにお示ししているとおりでありますけれども、ポイントは価格と価格以外が中段に書いてございまして、120 点对 120 点、当初の運用としては1対1でやってまいりたいと考えております。この価



格以外の事業実現性に関しましては、事業の実施能力 80 点、地域との調整、地域経済等への波及効果 40 点ということで、いろいろなこれまでの他業種の PFI 事業ですとか、そういったことも参考にしながら、しっかり地域との調整、地域経済等への波及効果への配点を確保し、また下の赤い囲みでございますとおり、こういった項目については都道府県知事からの意見を参考聴取し、最終的には第三者委員会の評価を経て、両所管大臣による評価を行うということで実施することとなります。

先ほど申しましたとおり、まだ促進区域の指定に至っておりませんので、今後のプロセスは 2020 年以降具体化していきます。

- やや駆け足になって恐縮ですが、まずは再エネ海域利用法についてということで、ご説明をさせていただきました。私からは以上でございます。どうもありがとうございました。

【北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長】

- ありがとうございます。ただ今のご説明につきまして、ご質問等があれば、お願いしたいと思っております。どんなことでもよろしいかと思っておりますので、始めての方もいらっしゃるかと思っておりますので、基本的なお話から具体的なお話まで、ありますでしょうか。

(質疑・意見等)

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ 全部終わってから質問しようかなと思ったのですが、経産省さんの案件かと思えますので、この洋上風力が進展していく中で、漁業者の意向がないと次に進めないというふうに解釈しているのですけれども、これは新法の中でいつどの段階なのか、はっきり教えていただきたいです。

《資源エネルギー庁：山本課長補佐》

- ・ 幾つかございます。まず区域の指定のプロセスにおいて、1つ目はですね、有望な区域の選定についてご説明をしましたが、これに当たっても農林水産省含めて、関係省庁と確認をさせていただいております。関係省庁、すなわち農水省、水産庁にも、全ての都道府県の情報提供について確認をさせていただいておりますので、水産庁を通じてですね、関係漁業者の現状の意見がどういうふうになっているかというのは、確認をさせていただいておりますというのが1つ。
- ・ それから有望な区域に選定されたところで、協議会を設置するわけですが、五島市沖の例を見てもわかりやすく、全ての協議会に漁業者の方、関係漁協の代表者の方に入らせていただいております。また、意見取りまとめという形で、10ページの(2)、ただ、これはダイジェストでございますので、詳しくは協議会の意見取りまとめ本体をご覧くださいますと、もう少し細かく書いてございますけれども、地域や漁業との共存及び漁業影響調査について、これらに配慮した上で促進区域として指定することについて、異存はないという確認プロセスをとらせていただいております。
- ・ それからですね、最後、申し上げますけれども、実際、占用のプロセスが、事業者選定が終わった後に出てきますが、占用権者は国土交通大臣ですが、このときに、漁業者の同意を得られているかということを確認する、というふうにされております。ですから、少なくともこれら3つのプロセスにおいては、漁業者の意見を丁寧に確認させていただくとお答えしてよろしいかと思っております。

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ 2つ目が協議会の際と、で、1つ目がその協議会に入る前の市町村等との確認、道に促進区域として手を挙げますよといった段階が第1段階ですかね。

《資源エネルギー庁：山本課長補佐》

- ・ 第1段階、細かく申し上げますと、例えば8ページご覧いただきながらですけれども、協議会設置に至った各県で、都道府県から、ここが候補の海域でありますという情報収集いただいている訳ですね、各都道府県庁において水産部局もございますし、それぞれ区域にかかる漁業者さんが、どういうご意見を持っていらっしゃるかというのは、その段階で確認いただいた上で、国に対して情報提供いただいたということになっておりますし、実際されています。

更にその上で、経済産業省と国土交通省が窓口として各都道府県からいただいた情報を、改めて水産庁さんにも共有し、水産庁でも確認のプロセスをしていただきました。答えになりましたでしょうか。

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ はい、わかりました。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ 他にありませんでしょうか。

《北海道経済連合会：浦田部長》

- ・ 14ページの公募占用計画評価全体像の中で、青色の事業実現性に関する要素の中の例として「故障時の速やかな修繕等による電力の安定供給」と書いてありますけれども、この故障時以外のですね、風力発電ですので、風が吹かないというときも当然あるかと思えますけれども、そういった場合でも安定的に供給するというような、そういった評価項目というのは、この中ではなされるのでしょうか。

《資源エネルギー庁：山本課長補佐》

- ・ ちょっと資料では省かせていただきましたけれども、この内訳をどういうふうに細かく拝見していくかという公表資料もありまして、運用指針というふうに我々、呼んでいるのですけれども、この6月に経産省と国土交通省で文書を出しております。

「一般海域における占用公募制度の運用指針」といいますが、この12ページ、先ほどの細かい要素が入っております。こちらに電力安定供給と将来的な価格低減ですとか、今、浦田様ご言及の観点も含まれると思うのですが、しっかり適切に先端技術を導入しているかというような項目も入れるということ、現時点では案として目安としてお示ししているものですが、関係の審議会のご意見も踏まえて運用指針として出しております。

- ・ ご参考までに、同日付けで「区域指定ガイドライン」という文書も出しております、いずれもホームページで公表させていただいておりますので、是非ご参考にいただければというふうに思います。以上です。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ よろしいですか。

《北海道経済連合会：浦田部長》

- ・ はい。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ 他にありませんでしょうか。
- ・ また、何か全体を聞いてからご質問等あれば受け付けたいと思いますので、それでは、ありがとうございました。それでは次の方に移らせていただきたいと思います。

<議題(3)「海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾」に係る取組状況について>

【北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長】

- 続きまして、議題の（３）でございますけれども「海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾に係る取組状況について」北海道開発局、箕作 課長様から、ご説明をお願いいたします。

【北海道開発局港湾計画課：箕作 課長】

- 北海道開発局の箕作です。
- 資料２の「拠点港湾に係る取組状況について」に入る前に、今回、第１回ということもあって、皆様に拠点港湾あるいは基地港湾の具体的なイメージをつかんでいただいた方がいいかと思って作成した参考資料から先に説明させていただきます。
- 先ほどヨーロッパでは、1990年代からというお話がありましたが、下の写真はデンマークのコペンハーゲンの沖にあるミドルグルンデンという所で、ここは2001年から操業開始しています。
- 次のページはイギリスのサミットという所、これも2010年、10年くらい前に既に30万キロワットの洋上風力発電所ができています。下はたまたま飛行機の上から撮った写真ですが、空から見てみるとこういうかたちで風車が並んでいます。下側の写真でちょっと色が付いている所は砂が見えています。ヨーロッパの北海は非常に浅いため、非常に作りやすいということです。逆に日本は遠浅が少なかったりして、なかなか難しいということになります。
- ４ページは北海を中心としたヨーロッパの地図ですが、ピンクと赤の所に既に立っている、あるいは計画されている、建設されているという地図です。先ほど申し上げた所がこの地図の２箇所で、後から出てくるエスビアウという所がデンマークの西側の場所にあります。
- 「基地港湾に求められる機能のイメージ」が５ページ目にありますが、タワーや発電機が入ったナセルという箱を組み立てると、400トン、500トン、600トンと非常に重たいものを取り扱うことができる、地耐力と呼んでいますが、それだけの重量物を地面に置いても地面がめり込まないように、またそれをクレーンが吊るわけですからその足にすごい力がかかる、それでも耐えられる強さを持った岸壁あるいはヤードにしないといけないということです。それから海上で工事を行いますので、後で言いますが特殊な船がいっぱい入ってくるようになることから、それがきちんと利用できるような岸壁、泊地が必要ということになります。こうした重量物の保管、搬出入、それから右側のプレアッセンブリー、岸壁上でタワーを組み立てる、それから洋上で組み立てる、建設する、完成後の機器のメンテナンス、こういったことが港で行われるということになります。
- 次のページは、先ほどお話したエスビアウ港ですが、もともと漁港だったのですが、ご存じのように北海沿岸というのは北海油田があって、油田の基地、開発でいろいろと大きな作業船や港湾が整備されて、後でそれが洋上風力にうまく転用できたと聞いております。そういったことで、90年代後半からエスビアウ港が基地港になりましたが、ここは港湾管理者が整備費用を全部負担して、事業者にリースとして貸しています。ここに書いてあるとおり、地耐力が1平米当たり何トンとか、港の岸壁の水深が何メートルといったことで、巨大なヤードがあって、下の写真のようにタワーが何十本も建っていたり、ナセルという発電機の入っている箱が何十個とあったり、ブレードが何百とあったり、こんな状況でした。
- エスビアウ港は多分世界最大の基地港ということで、8ページ目のとおり、エスビアウ港から丸が付いたこれだけの所まで実は運ばれています。遠浅である、台風が来ないといった条件が良かったため、これだけの所に対してエスビアウ港が基地港になっています。ただ日本でここまで行くのはなかなか難しいと思います。
- 9ページ目はSEP船という船です。海上で工事する際に船は波で揺れますから、固定するための網状のレグを下げて行って海底の地盤に埋め込んで、固定してそれで作業します。移動するときは足を上げて、止まったときは足を下げて固定します。このような船をSEP船と言います。
- 次のページでは、実際に海上で工事している時は足の部分は見えていませんが、海底に先ほどの足を打ち込んで固定して、タワーなどいろいろなものを組み立てるということになっています。
- 基地港と言うとかなりの皆さんは建設のための基地港に目が行くのですが、実は最後のペ

ージにあるO&M、オペレーション&マネージメント、運転と保守点検の拠点港の方が実は経済波及効果は大きいのではないかと言う人もいます。運転は20年から30年行われますが、その間ずっと事務所あるいは倉庫に人が張り付いて運転状況を管理したり、資機材の保管、部品の交換をしたりするような要員が常駐するということになります。

○ ドイツのムクラン港というバルト海のドイツの北東の端にある港に大体50人がいます。双胴船と言う高速の船に乗って、何十キロ離れていても短時間で日々往復しています。基地港と言ったときに、建設だけではなく、日々のメンテナンスを行うO&M拠点というのを是非、認識いただければと思います。

○ 資料2に戻ります。まず1ページ目ですが、これは政府の方針で多分皆さんご存じかと思いますが、エネルギー基本計画に再生可能エネルギーの主力電源化を目指すというのがあり、その2つ目の丸の2行目に基地港湾への対応、こういった施策を講じているということがつづられています。

それから下から2つ目、成長戦略フォローアップの2行目に「洋上風力発電に不可欠な基地港に関する新たな制度の創設」といったことを推進していくとなっています。

○ 2ページ目は基地港湾の制度ですが、洋上風力発電設備の設置及び維持管理に利用される基地港湾の埠頭について、事業者が長期的に安定的に使えるように国から貸し付けて利用調整しますということで今回、港湾法を改正しているということになります。他の内容は、先ほどご説明があったので省略させていただきます。

○ 3ページ目です。今回、港湾法を改正した中身になります。基地港湾というのは重厚長大な資機材を扱うことが可能な耐荷重、広さを備えた埠頭が必要であり、高度な維持管理のほか、広域に展開し、参入時期の異なる複数の発電事業者間の利用調整も必要です。それで国が基地港湾を指定し、当該基地港湾の特定の埠頭を構成する行政財産について、国から再エネ海域利用法に基づく選定事業者等に対して、長期、安定的に貸し付ける制度を創設したということになります。

右下のイメージですが、基地港湾を指定した後に1つだけではなく、近くにある複数の事業者がこれからずっと長い間、代わる代わる使っていただくというときにも長期的、安定的に順番にできるように調整しましょうという制度です。

○ 4ページ目、これも先ほどご説明がありましたのでほとんど省略しますが、真ん中の右寄りに公募占用指針の公示という所がありますが、ここで基地港湾あるいは拠点港湾が促進区域ごとに指定されるということになります。以上です。

【北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長】

○ ありがとうございます。ただ今のご説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

(質疑・意見等)

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

・ 私からの質問なのですが、基地港湾というのができたときに、大体幾つかのプロジェクトも一緒にそこで借りて、ずっと使い続けるとなると期間がどんどん長くなるのでしようけれども、1つのプロジェクトということで考えたときに、最大30年の貸付期間というのがありますが、どのくらい、こういう利用が続くようなイメージなのでしょう。

建設の期間はまずあると思うのですが、その後も結構メンテナンスということで、いわゆるO&Mではない港湾、本当に建設のための港湾というのは、ずっといろいろな役割を果たしていくというような、そういうイメージなのでしょう。

《北海道開発局港湾計画課：箕作課長》

・ 日々のメンテナンスでは、このような巨大な岸壁やヤードは必要ないことから、多分、一番近い港湾を利用されることになります。ただ、故障や大規模修繕といったことも想定されますので、そういう場合は基地港湾でないと対応できないことから、その時に他の使われ方をしていて使えませんということにならないよう、安定的に使えるようにしまし

うということです。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。

《北海道経済連合会：浦田部長》

- ・ 3ページ目の説明で聞き逃したかもしれませんが、下の複数事業者による埠頭利用のイメージということがあって、X県Y県というふうに表示がされていますけれども、仮に北海道に、これをそのまま読みますと、ある海域で風力発電所ができて、北海道の港ではなくてもいいよということになるのでしょうか、基地港湾は。

《北海道開発局港湾計画課：箕作課長》

- ・ 可能性としてはあると思います。

《北海道経済連合会：浦田部長》

- ・ そうということなのですね。

《北海道開発局港湾計画課：箕作課長》

- ・ 逆に北海道以外のところに対して、北海道のどこかの港が拠点港になるという可能性もある、もちろん逆もあると思います。

《北海道経済連合会：浦田部長》

- ・ そうすると先ほど言った例えば先行している秋田とかですね、そういうところから例えば北海道に来て、全然こっちに基地港がなくてもやる可能性もあるということですね。

《北海道開発局港湾計画課：箕作課長》

- ・ 個別具体名を出すのは控えますが、必ず同じ県の沖合にとは限らないということです。

《北海道経済連合会：浦田部長》

- ・ 分かりました。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ 他にありますでしょうか。よろしいですか。それでは、まずは先に進めたいと思います。

#### <議題（４）道内における洋上風力の可能性及び促進区域指定に向けた道の考え方について>

【北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長】

- それでは続きまして、議題の（４）になります「道内における洋上風力の可能性及び促進区域指定に向けた道の考え方」につきまして、北海道環境・エネルギー室の大崎よりご説明を申し上げます。

【北海道経済部環境・エネルギー室：大崎主幹】

- それでは資料3をご覧くださいと思います。
- 1ページ目に「北海道における新エネルギーのポテンシャルと導入状況」ということで記載がございますけれども、北海道では風力や太陽光、バイオマスなど多様なエネルギー資源が豊富に賦存して、新エネルギーの活用に向けては、全国一の可能性があると考えております。また北海道の導入ポテンシャルでは、風力発電や中小水力発電など全国1位、地熱発電においても全国3位と、そういったポテンシャルを持っているというような状況でございます。
- 次に2ページの「道内における風力発電の状況」につきましては、先ほどの資料でもご説

明のあったところでございますけれども、日本海側で特に風力発電が多く立地しているような状況でございます。また北海道と本州の間の「北本連系設備」は現在 90 万キロワットとなっております。新エネ導入拡大については、さらなる増強が必要とされているところでございます。

- 次に3ページにまいりまして「北海道における洋上風力のポテンシャル」について、でございます。これにつきましても先ほど、資源エネルギー庁さんから、ご説明があったとおりでございますけれども、北海道、この表ちょっと見づらくなっておりますけれども、棒グラフのところに北海道と左側に書いてございまして、この棒グラフの高さでも分かる通り、北海道のポテンシャルが高い状況でございまして、数字はちょっと小さくて見づらいのですけれども、資料の下の方に書いてございますけれども、洋上風力のポテンシャルについては着床式で全国の39%、浮体式では25%のポテンシャルがあつて、全国トップクラスという状況になってございます。
- 続きまして4ページでございます。「北海道における洋上風力の推進について」ということでございますけれども、左側に記載しております「本道における期待される効果」といたしましては、洋上風力発電設備の部品数は大変多く、1万から2万点といわれているところでございまして、事業規模につきましても数千億円に至る場合もあるため、関連産業への波及効果というものが期待されるところでございます。また経済波及効果などいたしまして、建設時における地元への発注、拠点港整備、建設後のメンテナンス業務やメンテナンス部品関連産業の誘致のほか、固定資産税などの税収効果や、地産エネルギーの確保といった効果が上げられるところでございます。
- また、右側になりますけれども「エネルギー基地としての北海道」といたしましては、本道の豊富なポテンシャルから生み出される新エネルギーの本州への移出を通じ、我が国全体のエネルギーミックス実現に寄与することが考えられます。また下段に記載しております「課題」といたしましては、漁業者・海運関係者等の先行利用者との合意形成、また地域の機運醸成、系統の制約などがあるところでございます。
- 次に5ページでございます。「北海道における系統の状況について」でございまして、ここに系統空き容量マップを掲載しておりますが、本道は送変電設備の容量の不足が課題となっております。現在、道央圏を除いて系統の空き容量がない状況でございます。また本道は電力需要が小さく、道内だけでは変動が吸収しきれないなど、出力変動に対する調整能力が課題となっているところでございます。
- 続きまして6ページになります。送電系統の容量が不足する場合の対策といたしまして、本年10月に電力広域的運営機関によりまして、道南・道東・苫小牧エリアで、電源接続案件募集プロセスが開始されているところでございます。資料には例といたしまして、道南エリアにおける系統増強案を記載しているところでございます。
- 続きまして、資料の7ページでございまして「再エネ海域利用法に係る促進区域の指定に向けて」ということでございます。平成31年2月に、国は促進区域となり得る有望な区域を選定するために、都道府県に第1回の情報提供を依頼しているところでございます。
- これに対しまして、道では4月に国に情報提供を行ったところでございまして、なお、その際には、道は海域を有する80市町村に照会をさせていただきまして、情報提供を希望すると回答した地域について、国へ情報提供を行ったものでございます。
- なお、これに関連いたしまして参考資料をご覧いただきたいのですが、12月13日付けで国から都道府県に対しまして、第2回の情報提供の依頼があったところでございます。この資料に最初のところで情報提供依頼の趣旨が掲載されておりまして、2枚めくっていただきますと、別紙ということで都道府県からの情報提供書ということで、情報提供の内容・項目について記載されております。  
内容といたしましては、都道府県に想定する有望な区域についてということ、また2番といたしまして洋上風力プロジェクトの取組状況について、3番といたしまして再エネ海域利用法第9条に基づく協議会の設置について、こういった項目となっております。道といたしましてはこの依頼に基づきまして、市町村へ情報提供について照会を行っていきまして、

国への情報提供を行っていく考えでございます。

- 資料の方、恐れ入りますが7ページに戻っていただきたいと思っております。7ページにつきまして中程でございますけれども「有望な区域の選定条件」ということで書いてございますけれども、①として促進区域の候補地があることのほか、②として利害関係者を特定しまして、協議会を開始することについての同意を得ていることなどが、選定の条件となっているところでございます。なお、第9条に規定いたします「協議会」の構成員としましては、この※印にありますところの構成員が構成する組織や団体、というふうになっているところでございます。
- 次に8ページでございます。「促進区域指定に向けた道の考え方等」といたしましては、我が国における再エネの主力電源化に貢献が可能となります、競争力の高い電源として、海域の先行利用者や地域の理解を得ながら、促進区域の指定に向けて取り組むこととしております。  
「進め方」でございますけれども、地域の理解促進や機運醸成を図るため、本会議を毎年度開催することとしております。促進区域の指定を希望する地域には、合意形成に向けた支援を行いまして、協議会の設置につなげていく考えでございます。また毎年度の国の照会に対しまして、市町村に照会して必要な情報を国に提供していく考えでございます。
- 国への情報提供に当たっての確認方法といたしましては、項目ごとに異なりますが、想定する有望な区域の情報につきましては、市町村への照会、既存資料、また事業者の情報提供などの確認によりまして、行っていく考えでございます。各情報提供項目に対しまして、右側の確認方法により対応していく考えでございます。なお表の下段に記載しておりますが、海域の範囲につきましては、発電量等のポテンシャル、地域の意向などを踏まえて道が調整の上、国に情報提供してまいる考えでございます。
- 続きまして9ページ、最後になりますけれども、促進区域の指定までの取り組みについて、でございます。道では「本会議」であります「北海道洋上風力推進連携会議」の関係機関と情報共有いたしまして、地域の連絡会議へ情報提供などを行いまして、市町村の検討を支援してまいる考えでございます。  
国から法に基づきまして青い大きな矢印ですけれども、促進区域指定に係る情報提供に係る通知があった際には、道は市町村へ意向等を照会しまして、市町村から希望の有無・利害関係者等の調査状況などについて回答を受けまして、国に情報提供をしていくものでございます。
- なお、その後の取り組みといたしましては図の点線の下になりますけれども、法に基づきまして、国は、協議会の設置について同意が得られている地域などを、有望な区域に選定いたしまして、国及び道は第9条に基づきまして協議会を設置しまして、協議が行われ、国による詳細な調査が実施されるなどして、促進区域が指定されるものでございます。

【北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長】

- 私ども道庁といたしましても、繰り返しの部分がございますけれども、まずはこの会議という場を使いまして、北海道全体の洋上風力の促進に向けた地域理解の促進ですとか、意識醸成を図っていくことは当然のことではございますけれども、やはり目指すところというのは、促進区域の指定というところがございます。
- 今回、照会がちょうど来ているところでございますけれども、既にもういろいろ地域で検討されている地域等もございまして、そういったような地域等に対して、私どもも地域の合意形成に向けた情報提供ですとか、課題の整理とかそういったところをきちんと支援を行って、次のステップに向けて、つながっていくように支援をしていきたいと考えております。
- そういった取組につきましては、また情報提供できる部分は、このような会議等を通じまして、他の地域に対してそういう状況等をお伝えすることによって、どの程度まで広げられるか、何件程度を狙えるかということとは分からないお話ですけれども、可能な限りそういう地域を増やしていきたいと考えております。

【北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長】

○ これまでの道の考え方等につきまして、ご質問等がありますでしょうか。

(質疑・意見等)

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ 何点かあるのですが、まず一つ目、今年の促進区域、12月13日から受付が始まって来年の2月の14日ですか、締め切りまでであると思いますけれども、この区域・海域は公表されますか。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ 前はどこの地域を情報提供したか公表しなかったのですけれども、それはその海域を有望区域に出すということ自体が、地域で合意が得られていないという状況のものがありましたので、そういったものは出て行かないと思います。ただ基本そういう有望区域を目指していくということであれば、地域の合意が得られているという状態になり、それは公表していくということになるかと思えます。

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ 地域によってしたりしなかったりということですか。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ そうですね。  
その辺の熟度によってですね、多分、公表していかないと、次のステップにはなかなか進んでいかないお話になってくると思えますので。

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ 2月14日の締め切りの時点では、はっきり全部分かるということですよ。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ そういうふうに出していくということについてはですね。ただ2月14日の時点で、有望区域を目指してやっていきますということを、公表できませんけれども、今こういうふうに行っているのだというところで、そういうふう頑張ろうとしているというお話とかがあれば、そういったことも合わせて、国の方には情報提供していくというようなイメージになるかと思えます。

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ 後ですね、この本会議についてなのですが、経産省、国交省の促進区域のガイドライン第3章にあります、発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることとありますけれども、この中で協議会の設置等の前にも、漁業の操業に係る支障の有無を関係漁業団体に十分に確認し、とされていますけれども、ついてはこの連携推進会議ですか、何故に漁協、漁業者を参集しなかったのかと。実際に各道内の漁協さんからは、何で呼ばれないのかなといった声も実際にあったものですから、これについてお答えください。

《北海道経済部環境・エネルギー室：大崎主幹》

- ・ この会議は北海道の全体、全道大の組織による会議ということで、開催させていただいておりますので、今回につきましては国の行政機関、また全道的な団体ということで、こういった皆様にお集まりいただいているというような状況でございます。

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》



- ・ では次回からは呼んでいただけるといふか、お声掛けはしていただけるといふことでよろしいですか。

《北海道経済部環境・エネルギー室：大崎主幹》

- ・ この推進連携会議としては、こういった形での全道レベルの会議ということになります。

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ ということは呼ばないということですか。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ 今のお話でいきますと、個々の漁協さんなどに関心があるところとか、そういったところについては、参加をした方が良くはないかということですね。

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ 明白です。道の皆さんもよく分かっているかと思えますけれども、漁業者って浜の人ですよね。自分たちの知らないことで、法律が決まったとか何とかというの一番怖がるというか、嫌がる側面を持っています。自分たちが分からない場で、何かが決まりましたと、必要以上に法律を間違えて解釈することなどを恐れて、無駄に反対します。無駄な反対といえ言方方に語弊がありますけれども、とにかく反対と話を聞いてくれないというようなことに逆になって、余計に促進区域に向けてブレーキがかかるのではないのか、ということも考えています。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ そうであれば例えば今、どこの地域というお話は今日はできませんけれども、そういうふうな地域の方でいろいろ動かれているような地域ということで、既に漁業者の方とかとお話しているような地域は別として、一般的なお話として、こういったものを全道で普及していくということであれば、法律の状況であるとか、どういう仕組みであるのかというようなところを、きちんと個々の漁協の方たちに知っていただくということが必要だと、そう感じたということですね。

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ そうですね。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ 分かりました。ちょっとそこはどのように行ふべきか、というところも含めて、今の地域を増やしていくということをお考えたときには、ご懸念というか、そういうことを考えなければならぬところがあるというお話ですね、そこは検討させていただければと思います。

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ 道漁連としては、各漁協さんにも声かけしていただきたいという要望です。
- ・ それとスケジュールなのですが、国が作っているスケジュールですとかいろいろ今ありますけれども、実際に役所の都合ではなくて、漁業者目線で分かりやすいスケジュール表を道として1回作って、浜に提示していただけないかなど。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ それは例えば、こういった部分の、スケジュールとおっしゃるのは促進区域の指定に向けての、そういう進め方みたいなお話ですか。

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ ということです。それから事業者さんが作った資料なのですけれども、比較的分かりやすく書いてくれているものがあります。洋上新法の協議会による詳細調査、公募手続き、占用だとか、どのくらい期間がかかって、どういうタイムスケジュールで動いていますといった、なかなかその、分かっている人間は分かるのですけれども、なかなか浜の人間にぱっと見せても分かっていたけないのですよね。俺はいつまでに反対・賛成すればいいのだ、というようなところが正直、分からない人が多数なのです。先ほども申し上げましたけれども、分からないということは、じゃあ止めといた方がいいのではと、そういう発想にもつながるかもしれませんし、その辺をやっぱり道として促進区域を進めるのであれば、きちんと分かりやすく説明してあげる必要があるのではないかと思います。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ 意見の趣旨は分かりますので、どういうものであればというところを個別に、今後ご相談させていただく形でよろしいでしょうか。

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ はい。

《風力発電推進市町村全国協議会：片岡会長（寿都町長）》

- ・ ちょっといいですか。まず漁業者の同意というのは、一番大事な話というのはもちろんでありますけども、道は、促進区域として北海道の中で何地区か手を上げているところが今、ございますよね。まず、その海域の自治体、また漁協の関係者の中で、まずは協議をされて、それで申請を上げたい、手を上げたいということで道の方に流れは出しますよね。道はそれを前提、粗々、各海域において協力的に進めていきたいと思いますということが分かった中で、国の方に流れていくという段取りだと思うのです。
- ・ ですから道の部分も大切なのですが、我々自治体、あと事業者、また関係者、ここのしっかりした協議が、まず一番大事だというふうに思いますので、ここの関係者皆さんが段階的に流れが良くなるように、この洋上ポテンシャルの高い北海道で、少しでも事業がスムーズに進むようにしていくべきと考えますので、今のご意見は特に道も大事なのですが、各自治体が一番気をつけなければならないと考えます。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ 今、寿都町長がおっしゃったように、そういう個々の自治体の段階できちんとやっていただくとともに、我々としても、まずそういうふうに動こうとしている町とかは、当然そういうふうに動いていただくということですし、それ以上に私たちが洋上風力というものを全道の中で、他の漁協さん、他の地域についてもご理解をいただくという上では、まず、そういう基礎となる資料を用意するという立場は、私たちにあると思いますので、その辺、どういうふうに情報提供できるか考えさせていただきたいと思います。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ 他に何かございますか。よろしければ先に進めさせていただいて、その後、意見交換がありますので、そこでお話をさせていただければと思います。

#### <議題（５）道内における環境アセスメントの動き>

【北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長】

- 続きまして、議題の（５）でございます「道内における環境アセスメントの動き」につきまして、道の環境生活部環境政策課、竹花の方からご説明を申し上げます。

【環境生活部環境局環境政策課：竹花課長】

- 道庁の環境生活部で環境アセスメントの担当をしております竹花です。私の方からは「道

内における環境アセスメントの動き」ということで説明させていただきます。

- はじめに、資料は準備していなかったのですが、環境アセスメント、環境影響評価制度について簡単にご説明したいと思います。
- 環境アセスメント制度ですが、この制度は事業の実施に伴いまして環境にどのような影響を及ぼすか、あらかじめ事業者自らが環境影響の調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民ですとか専門家、市町村などに幅広く意見を聞いて、環境保全の観点から環境に配慮した、より良い事業計画を作り上げていくという手続き、仕組みになってございます。
- こういった透明性の高い手続きを行うことで、地域の理解が進み、環境と調和した健全な事業の実施が期待されているというものでございます。
- 北海道の方では昭和 53 年に環境影響評価条例を制定しておりまして、国の方でも要綱というかたちで運用されておりましたが、平成 9 年に環境影響評価法が成立しております。法律と条例の方では環境に著しい影響を及ぼす、与える恐れのあるものとして、対象事業にダム事業ですとか、発電所事業などを規定しておりまして、風力発電につきましては、平成 23 年の法改正時に政令も改正になりまして、そのときに追加されており、道の条例の方でもその後、追加しているという状況でございます。
- 風力発電の対象規模になりますけれども、環境アセスを必ず行わなければいけない第一種事業なのですが、この場合については法、条例とも、出力が 1 万キロワット以上となつてございます。手続きの方としましては順番に配慮書ですとか方法書・準備書・評価書、それぞれ環境影響評価図書というものを作成して、公表し、手続きの中で事業者が行う環境調査など、一連のプロセスを経ることになってございます。これらの一連の手続きには一般的に 3 年から 4 年程度、時間がかかるというものになってございます。
- 資料 4 ですが、風力発電事業の環境影響評価手続きの状況ということで、こちらは洋上のみをまとめているものになってございます。
- 風力発電事業のアセス手続きですが、全国的な状況は先ほどご説明ありましたけれども、法に基づくアセスの手続きの約 8 割が風力発電となつてございまして、北海道でも風力発電以外の案件は年に 1 件あるかないかといった状況で、ほぼ風力発電がそのアセス案件を占めているという状況になってございます。
- その中で、洋上風力については先ほどご説明がございましたけれども、数年前から出始めておりまして、道内の状況については、お手元に配付している資料にまとめたところでございます。資料のとおり、道内におきましては 3 件の洋上風力発電案件がございまして、1 件が港湾区域、2 件が一般海域となっております。これらのアセス手続きですが、先ほどの再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定とは全く別に、事業者が対象地域の風況ですとか事業性などを検討した上で、事業計画を立てておりまして、個別法の一つとして、先ほど説明したとおり事業者自らが事業実施前に手続きを進めている、この再エネ海域利用法の施行もあつて、大幅に増えているという状況でもございます。
- まず資料の右上の表ですが、こちらは石狩市、小樽市に面する石狩湾新港の港湾区域内で、事業者はグリーンパワー石狩というところで、事業名は(仮称)石狩湾新港洋上風力発電事業となっております。発電所の出力は最大 104,000 キロワットで、単機出力が 4,000 キロワットで、26 基設置するという計画になっていて、ブレード、風車の羽根の最上端につきましては、165 メートルの規模で計画されているというものでございます。アセス手続きにつきましては、3 番目の手続きとなります準備書が平成 28 年に公告されておりまして、その年の 9 月には知事意見を述べており、同じくその年の 10 月に事業所管の経済産業大臣勧告があり、手続きの方を終了しているというものです。現在、評価書の準備中というふう聞いておりまして、この事業では、海底に基礎を設置する着床式を計画しているというものになってございます。
- 次に左中段の表になります。こちらは石狩市及び小樽市の沖合の一般海域で、事業者はコスモエコパワー、事業名が(仮称)石狩湾沖洋上風力発電事業となっております。発電所の出力ですが、最大で 1,000,000 キロワット、単機出力が 12,000 キロワットを 125 基設置する、ブレードの上端につきましては、245 メートルの規模で計画されているというもの

でございます。アセスにつきましては、1番最初の手続きとなります配慮書が今年8月に公告、公表されまして、先月11月に知事意見を述べておりまして、同じく11月に経済産業大臣の意見があり、手続きを終了しているという状況でございます。こちらの事業におきましては、水深50メートルより浅い場所については着床式、50メートルから200メートルの場所につきましては、巨大な浮き輪のような浮体構造物を海底から係留する浮体式を計画している、というものでございます。

- 次に最後になりますけれども、資料の下の表ですけれども、こちらはせたな町から上ノ国町の沖合の一般海域で、事業者につきましては電源開発、事業名は(仮称)檜山エリア洋上風力発電事業となっております。発電所の出力ですけれども、最大で722,000キロワット、単機出力が12,000キロワットを76基設置し、ブレードの上端については、260メートルの規模で計画されているというものでございます。先ほどの石狩湾沖洋上風力発電事業もそうですけれども、ブレードの上端が200メートルオーバーということで、JRタワーの高さを調べたのですけれども173メートルですので、イメージとしてはそれより高いことになり、最大出力もそうなのですけれども、陸上に比べても、非常に大型化されている計画となっているというものでございます。アセスにつきましては、先ほどと同様に1番最初の手続きとなります配慮書が今年、先ほどと同じように8月に公告されておりまして、先月11月に知事意見を述べて、同じく11月に経済産業大臣の意見がありまして、手続きを終えているというものでございます。こちらの事業では着床式を基本としておりまして、浮体式の方も検討するというような計画になっているというところでございます。
- こちらの資料で整理したもののほかに、事前相談ですとか新聞報道などの情報もありますけれども、主に日本海側沿岸を中心に、複数の計画があるのではないかと見込んでおりまして、今後それらの動向に注視している状況でございます。
- 私からの説明は以上で終わります。

【北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長】

- ただ今の説明につきまして、ご質問等がありますでしょうか。よろしいですか。

(質疑・意見等)

- ・ なし

<議題(6)意見交換>

【北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長】

- それでは続きましてこれより意見交換、ちょっと時間が押しておりますけれども、入らせていただきたいと思っております。本日、洋上風力を推進していくに当たってのご説明、仕組みの説明等、また推進する上での課題等につきまして、いろいろご説明等がございました。
- それぞれの機関のお立場からご意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。どういうものでもよろしいです、気になされる点でも結構ですし、是非こういうふうにやってほしいというようなご意見でも結構でございます。よろしく願いいたします。

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ 今、日本海側中心に結構、魚礁が入っていますよね。これがまだこれからも入れるという計画を、うちの漁政部が聞いているのですけれども、これが大体、岸から50m~80mのところ結構、魚礁が入っていて、なおかつこれからも入れると。深さにもよるのでしょうか、洋上風力を実際、建てる場所の前になるのか後ろになるのか、沖か岸か分かりませんが、そうなったときに魚礁の効果がどうなるのか、魚礁というのは魚を集めるだけではなく、稚魚の育成や餌になるものの育成場所としての活用もありますので、その辺、道の中でどういうふうな連携になっているのかというのを、お聞きしたいです。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ 状況等について水産林務部の方からお願いします。

《北海道水産林務部総務課：高橋主幹》

- ・ 水産林務部総務課の高橋です。今回初めて出席させていただいて、分からない点も多いのですが、魚礁の関係ということで今ご指摘がありました。魚礁の計画自体は蠟集<sup>いしじゅう</sup>効果を求めまして、そこで刺し網などの操業を想定して、計画配置しているというような状況です。そこはやはり現地の方で詳しく詰められると思います。操業にも影響がないような形で、計画の方を進めていただくという形になろうかと思っています。

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ 現地といいますと、どこなのですか。

《北海道水産林務部総務課：高橋主幹》

- ・ 漁場の利用ということで、それぞれの地元でやられる形になろうかと思っています。

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ いや、恐らく各漁協は、どこに何の魚礁が入っているか、全部は把握していないのではないですか。年季の入った漁業者であれば、どこに何が入っているか分かるかもしれませんけれども。

《北海道水産林務部総務課：高橋主幹》

- ・ 各漁協と、漁場の利用に関して打ち合わせをさせていただいていますが、過去のものなど不明瞭<sup>ふめいりょう</sup>な部分があれば、振興局に台帳が整備されていますので、そこでの確認という形になってくるかと思っています。もうちょっと計画というか、検討が進んできた時点での検討になるのではないかと思います。

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ 具体的に風車がここに建つよといった計画が上がった時点で、最後、検討するということですね。

《北海道水産林務部総務課：高橋主幹》

- ・ 候補地が整理された後に、そこは調整されると思います。

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ それは、どことどこが調整することになるのですか。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ 魚礁は水産林務部の事業ということなのですね。

《北海道水産林務部総務課：高橋主幹》

- ・ 基本的には直営（道水産林務部が事業主体かつ管理主体）です。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ 直営ですね。そうなると実施する道側と、それと我々も当然、情報共有というところは必要になりますが、後は地元と、もっと具体的な話になれば、事業者ということが当然出てくるかと思っていますので、その辺はきちんと情報共有をするようにしなければならない、情報共有が非常に大切だと思います。
- ・ 我々も事業という意味では、魚礁の事業に関して直接の関わりはないですが、そこはしっかりと調整ができるように、情報共有をするということで気を付けていきたいと思っています。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ 他にございますか。

《北海道地方環境事務所：加藤課長補佐》

- ・ 環境省北海道地方環境事務所の加藤でございます。洋上風力につきましては、温暖化対策の面からも他の面からも必要であると考えているのですが、やはり景観でありますとか、貴重な鳥類の渡りのルートとなっている所も北海道の場合、いろいろございますので、その点について十分に配慮していただいた上で、洋上風力を進めていただきませんか、なかなかうまくいかない、トラブルが起こってくる場合もございますので、環境に配慮した洋上風力ということを、意見として述べさせていただきたいと思っております。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ ありがとうございます。他にご意見等ございますか。

《風力発電推進市町村全国協議会：片岡会長（寿都町長）》

- ・ 私の立場として、北海道洋上風力推進連携会議を今日初めて開いていただいて、とにかくポテンシャルの高い北海道の風をうまく活用して、推進していきましようということをして全道に発信をしていただいて、今日これだけの自治体の方が見えられたということは、風の強い海域を持っている自治体が、チャンスとして、これをいかに事業者とうまく連携して地域の振興を図っていききたいと、こういう思いで今日来られた方が大勢だというふうに思います。
- ・ 我が町もその通りでありますし、その中で先ほど資料4の中で既に環境アセスを実施、スタートしたエリアもありますし、これから環境アセスを進めようとするエリアもございますし、とにかく、今日、12月13日付けで情報提供の話が国から道の方に来ましたと、そして私どもの方にも今日提示をしていただいたということで、待っていましたとばかりに、この日を迎えた自治体も数多くいらっしゃいますし、また事業者もいらっしゃるというふうに思います。
- ・ とにかく今回、提出の中で北海道が来年度、令和2年度にこの4つ+αの中に北海道が選ばれる、また多くの出したところが全部通るように、全国の風力発電推進協議会の会長としても、どこのエリアも風の強いところは、風を有効活用して、町を何とか元気にしたという思いの自治体が多くありますので、その中で北海道はポテンシャルが全国一番の地域ですので、道のこれからの力で、しっかり我々を後押ししていただければありがたいと思っております。
- ・ その中で、先ほど漁業の関係はやはり一番心配ですし、また聞くところによると、風車の基礎は新たな魚礁に実験の中では、そういういい効果もあるという話も本州の方で聞かれています。とにかく今、日本海はどこの地区も漁業が非常に厳しい状況の中で、この風力発電が漁業と密接にプラスになるように、我々も期待しております。そうなるように道の力添えをいただきながら、推進していききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ ありがとうございます。他にご意見等ございますか。

《北海道経済産業局：柳沼課長》

- ・ 北海道経済産業局の柳沼と申します。本日は資源エネルギー庁新エネルギー課から山本補佐が来られたこともあり若干遠慮しておりましたけれども、せっかくの機会なので発言したいと思います。
- ・ 日頃から道内の再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、皆様のご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

- ・ 私ども北海道経済産業局の基本的な業務としては、FIT の事業計画認定がメインになっているところをごさいますて、洋上風力に関して不勉強なところもあり、今回参加させていただき勉強させていただきたいと思ひます。
- ・ 先ほど、北海道漁業協同組合連合会さんから漁業者の声や意見がないがしろにされないかご心配であるとお話がありましたけれども、多分そんなに心配はいらひないのかなと考へています。
- ・ 風力発電を始めとして、地熱に関しても大規模太陽光に関しても、まず基本的に一般論として発電事業者が地元の市町村の首長様、関係する市町村民の方々や事業者の方々等と相談・調整し、地域の理解を得て進めていくというのが大原則です。そのため、例えば道庁さんが勝手に洋上風力を推進するということはないと思ひます。
- ・ 今回のプロセスに関しても今年の2月に1回目、そして先日2回目の情報提供受け付けがされているかと思ひますけれども、まずは、市町村単位の地域レベルでの調整の状況・熟度などを情報提供頂く事も目的として資源エネルギー庁が都道府県を通じて市町村の方に情報収集をしているところです。そうした中で例えば漁業者との調整はしてないとか、調整し始めているとか、そういった部分も含めて情報の刈り取りを行って、最終的に資源エネルギー庁の方に情報提供頂くのだと思ひます。
- ・ 提供頂いた情報から全く漁業者と調整していない状況であれば当然ながら公表もできませんし、調整が整い協議会にかけられるくらい熟度が高まった時点で、促進地域の手前の有望地域に名を連ねるかどうかというくらいまで調整が整えば確認のもとに公表され、その後地域で協議会を進めていくというところと思ひます。
- ・ ですので、まずは漁業者の方々の不安払拭<sup>ふんしよく</sup>という観点について、今回の連携会議をベースにしてなのか、地域レベルでやるべきなのかは、道庁さんの方でご検討されるかと思ひますけれども、じっくりと進めていただけると考へてごさいます。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ 他にありますでしょうか。

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ 最後にちょっと生々しい質問ですけれども、漁業者の理解うんぬんはいいのですが、最終的に入札ということになりますよね、その際に、漁業者が望まない事業者が落札するというパターンもあるかもしれませんよね。  
その際に協議会の中で事前に事業者の選択ができるのか、入札に参加させられるとか参加させられないとか。若しくは、その前の段階で何かそういった場面があるのか、お聞きしたいです。

《資源エネルギー庁：山本課長補佐》

- ・ 制度のことですので資源エネルギー庁からご説明をいたします。事業者の公募というふうに申しておりますけれども、まず、基本的な考へ方としては再生可能エネルギーのコストの一部は今、国民負担、再エネ賦課金に支えられておりますことをふまえて、価格以外の観点も踏まえて、最も適切な事業者に入っていただきたいと考へています。そのため資料の表でお示ししたとおり、価格と価格以外の様々な要素がごさいます。この観点で、国としては、健全な競争が適切に行われることが望ましいと考へているということ、まず大原則として申し上げ、ご理解をいただきたいと思ひます。
- ・ 公募による事業者選定は国で行わせていただきます。もちろん、どういった考へ方でやるかというのは、いろいろな今日の資料も含めて公表資料でご説明させていただき、またいろいろな有識者の方々にもご覧いただきながら、説明中で申し上げたように、運用指針も出してございます、その中で定めてございます。協議会においてもそういった考へ方を説明してございます。協議会は事業者を選定する場ではごさいません。

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ そういった場合、占用されて30年間共存・共栄していかなければなりません。浜の意見は反映されないということになってしまうのですか。240点分の20点のうちの半分ですか、だから5%に満たない、その減点しかできないということなののでしょうか。

《資源エネルギー庁：山本課長補佐》

- ・ 資料をご覧いただいているのだと思いますけれども、240点中漁業との協調・共生に関する配点を定めていまして、これは様々な要素がある中で、しっかりとこういう項目も書かせていただいていると、国として考えています。いろいろな協議会の場でも同様にご質問をいただいて、同様にご説明をしています。細かい項目を運用指針等でお示しているというふうに申し上げましたが、そこは国が現時点で目安として考えている在り方として、ご理解をいただきたいと思って、漁業者の皆様にもご説明しているところでございます。
- ・ その上で、五島市沖の意見取りまとめというのを資料中に入れました。資源エネルギー庁の資料の10ページをご覧いただきますと、協議会においては、公募において、あるいは公募のその後のプロセスにおいて、こういうことに留意してほしい、留意すべきだというご意見を、漁業者の方を含む協議会からいただいたところであります。
- ・ 補足しますと、(2)のみならず、(3)の設置位置等についての留意点についても、関係漁業者や各施設の管理者と丁寧な協議を行う、(4)の建設に当たっても事前調査、建設等に当たっては関係漁業者等への協議をしっかりと行う、(5)発電事業の実施中、メンテナンスの実施に当たっても、関係漁業者等への協議を行うというふうに、具体的な詳細を、取りまとめ本文に書いていただいている部分もありますけれども、こういった協議会でのプロセスを通じて、しっかり漁業者の方々の留意する観点配慮され、担保されるようにしていくというのが、この協議会のメカニズムでございます。

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ 長崎の場合の選定事業者というのはもう。

《資源エネルギー庁：山本課長補佐》

- ・ まだ決まっていません。

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ その選定事業者を、どういうふうに決めていくのかというところが聞きたいのですよね。

《資源エネルギー庁：山本課長補佐》

- ・ 詳細は運用指針をご覧いただければと思いますけれども、区域ごとに定める公募占用指針において、こういう選定評価を行いますということを区域ごとに定めます。ただ、五島市沖の公募占用指針というのもまだできていません。促進区域に指定した後に、これからしっかり準備していくこととなりますので、またそのタイミングで、皆様含め、いろいろな方に、五島市沖ではこういうふうになるのだなと、ご覧いただけたところはあると思います。今の時点では、あくまで目安として今年6月に公表した運用指針等に目安をお示ししている段階ですので、お答えとしてはそちらに代えさせていただくのがいいかと思いません。

《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ 公募占用指針というのは、もう漁業者が入れないですよ。

《資源エネルギー庁：山本課長補佐》

- ・ 公募占用指針は協議会でご意見いただいた留意事項を踏まえて、国が定めるもので、漁業者を含む協議会が述べていただいた配慮事項を、しっかり反映して作ってまいります。



《北海道漁業協同組合連合会：上村部長》

- ・ としか答えようがないということですね。

《風力発電推進市町村全国協議会：片岡会長（寿都町長）》

- ・ 道の資料の中に固定資産税うんぬんと書いてありましたけれども、まだ洋上に関しては一切決まっていませんよね、方針は。固定資産税が地先に入るだとか、まだまだこれからの話ですよ。

《資源エネルギー庁：山本課長補佐》

- ・ ちょっと補足させていただきますと、とりわけ海域における自治体の境、海面における境が決まっていない場合のことをおっしゃっているのかもしれませんが、そういうときはまず境界を定めていく必要があります。
- ・ ですので、そういうケース、固定資産税も含めて、複数の市町村にまたがって洋上風力発電設備が配置されたときにどうなるかというのは、その境ごとに恐らく都道府県庁も交えながらしっかりご議論いただいて定めていただくということかというふうに思います。これは総務省の固定資産税の担当部局とも話をしております。

《風力発電推進市町村全国協議会：片岡会長（寿都町長）》

- ・ 仮にですが海域では魚も動くわけですし、そこで特に漁業者というのは生計を保っています。この全体の中で自治体が仮に2つなら2つ、5つなら5つで、この海域の中、皆さんでこの海域を事業者と推進しようとしたときに、自分の前浜のところがたくさん風車があるから俺のものだとか、そっちに1基も建っていないからゼロだとか、こういう話になると非常に話が混乱します。ただこれはあくまでも私の個人的な意見なのですが、もし5つの自治体が絡めば5分の1という考え方が、一番私はフェアではないかなと思います、海は1つなのですから。
- ・ 特に漁業者も考えたときに、これを区域割りしちゃうとちょっと面倒くさい話ですから、協議会の中で、それは個々に協議をすべきじゃないのかなと個人的には思っています。これはなかなか決められることではありませんので、その協議会の中である程度皆さんが紳士的な協議の中で、どういう決め方をすることが一番ベターなのかというの、協議会の中では大事な話になってくるのではないかなと考えます。
- ・ それとですね、先ほど（漁連の）部長さんからお話の中で本当に大事なことなのですが、あまり協力的な考えのない、ビジネスだけを考える事業者がもし選ばれたら、何のために、確かに環境に優しいCO2を排出しない、そういう貢献はしています。だけど一方で経済効果うんぬんという話も付随するわけですから、Win-Winではないとこの事業というのはなかなかうまくいかないと思うのです。だからここのWin-Winの部分を前段の中で、やはりしっかりした地元の声を反映して、最終的な判断をしていただかないと一番困ると。それは漁業者にとっても、我々自治体にとっても一番大事な部分でありますので、そこら辺、考慮していただければありがたいなというふうに思います。

《資源エネルギー庁：山本課長補佐》

- ・ 2点お答えしますと、後段の方はまさに協議会が設置されて、五島市沖の例を示しましたけれども、そういったところで地方自治体も入っていただきますし、漁業関係者も含む利害関係者も入っていただきますので、しっかり国も入りながら協議させていただくことに尽きるかと存じます。
- ・ 前段の固定資産税に関しましては、市町村境の在り方というのはケースバイケースですね。面積も幅広さもいろいろ違います。もう1つ申し添えますと、総務省の固定資産税の担当部局に相談に行きまして、「いろいろ税のルールが決まっている中で、考えるとしたらこういう考え方なんじゃないか」という考え方をお示しいただいて、都道府県庁の皆様にも会議等を通じて、既にお伝えできることはお伝えしております。
- ・ 恐らく実質的には、先ほど申し上げたように、都道府県庁の市町村課とかそういったと

ころも交えながら、ご議論をされるケースが多かろうと思います。協議会の方は他にも利害関係者との調整の意味合いがあるものですから、まずは都道府県庁も交えてですね、行政間でもしっかりとご議論をいただきたいなと思ってございます。

- ・ 話は変わりますが、道庁のプレゼンの資料の7ページを拝見してまして、6ポツ。再エネ海域利用法に係る促進区域の指定に向けてということで、有望な区域の選定のプロセスについて、ご紹介をいただきました。私まさに経済産業省で平成31年4月以降担当しておりましたので補足をさせていただきますと、左の図に11区域の地図を出していただいておりますが、情報提供をいただいたのはこれよりも数多くございました。
- ・ というのも、上の囲みにありますように北海道からも情報提供をいただいております。私どもも法律施行後初年度でございますので、都道府県庁に対して積極的に情報提供を、まずは情報の提供というかたちでいただければとお願いをした経緯がございます。
- ・ 有望な区域の選定条件ということで、7ページの表にも①、②、③というふうに条件を引用していただいているのですけれど、お気づきかもしれませんが、この中で事実関係について、都道府県を通じてすぐ確認できる項目が1項目あって、それは②でございます。いろいろ情報提供いただいた中で、協議会に参画される利害関係者を特定され、それぞれについて同意を得ているかどうか、都道府県庁を通じて確認をさせていただきました。
- ・ これは本当にケースバイケースで、他県のように例えば、法律ができる前から各種の実証事業でいろいろなコミュニケーションを、現地の漁業団体と図っていたケースもありますし、法律ができる前から地元で様々な動きが民間ベースあるいは行政ベースを含めてあったような県もございます。もう少し、協議会の開始ということに関しては、利害関係者とのお話を事前にしっかり調整して、2回目、あるいは3回目以降の情報提供を見据えて確認をしていきたいというような都道府県もございました。
- ・ そういった中で他に促進区域の候補地があるかとか、促進区域に適していることが見込まれるかとか、情報提供いただいた中で、先ほど申し上げたように関係省庁とも相談しながら1回目は一定の準備が進んでいる区域が11区域、このうち4区域については有望な区域として協議会の組織等の準備を直ちに開始するというふうに整理をさせていただきました。
- ・ 今回、情報提供でいただく項目自体もちょっと見直した部分もございますし、また関係の皆様にも、ご協力いただきやすいやり方に努めてまいりたいと思っておりますが、まずは第1回の経緯ということで補足をさせていただいた次第です。

《北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長》

- ・ ありがとうございます。他に、ちょっと時間が過ぎておりますが、これだけは言っておきたいということはいかがでしょうか。よろしいですか。

<開会>

【北海道経済部環境・エネルギー室：佐藤室長】

- それでは、時間も過ぎておりますので、終了したいと思っておりますが、今後、北海道における洋上風力を進めていく上では様々な課題がある中で、是非、有望区域、そして促進区域の選定というところにつなげていければと考えております。今後とも、今日出た貴重なご意見等を参考にしながら、活かして進めていきたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思っております。それでは、今日はどうもありがとうございました。